



政府が制定を
目指している
秘密保全法の
どこが問題か

2012.5.18 at 愛知県弁護士会館
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会

| | 秘密保全法 | スパイ防止法 (1985年廃案) |
|-----------|-------------------------------|-----------------------|
| 対象 | 国の安全・外交 公共の安全・秩序維持 | 防衛・外交 |
| 処罰 | 財物の窃取、不正アクセス 侵入、欺もうなどによる取得 | 不正な方法での探知、 収集、外国通報 |
| 罰則 | 5年～10年 | 上限死刑 |
| 人的 管理的 | あり | なし |



キーワードは
特別秘密

- ・特別秘密に指定されると
情報公開の対象外
 - ・特別秘密を漏えいすると
処罰(最長10年懲役)される
 - ・特別秘密を扱おうとすると
人的管理(調査)の対象となる
- では**特別秘密**ってなんだ？



特別秘密ってなんだ？

秘密保全のための法制の在り方に関する
有識者会議「秘密保全のための法制の在り
方について(報告書)」(平成23年8月8日)

「**厳格な保全措置の対象とする、
特に秘匿を要する秘密**」

???



特別秘密の対象(報告書より)

対象は3つ **国の安全**
外交
公共の安全及び秩序の維持

何が にあたる情報か問題
かつて・・・在外公館のワインの代金についての
情報 = 外交情報とされたことも
(外務省 在外公館報償費情報公開訴訟)



**公共の安全及び秩序の維持が
特別秘密とされることの重大性**

- 1) 国家機密法では対象とされて無かった
対象の拡大
- 2) なんでも「公共の安全及び秩序の維持」に
関する情報になる
例えば、SPEEDI情報
原子力委員会委員長作成の
「原発事故最悪のシナリオ」
政府の原発・震災関係議事録
公共の安全及び秩序を害する！！

特別秘密の定め方 (報告書より)

特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくこと

問題点: **ほとんどすべての情報**を規定すれば
秘密化が許される (例: 自衛隊法)

特別秘密の定め方 (報告書より)

「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などを要件とすること

↓

誰が判断するのか
誰にとって秘匿が必要か

**曖昧な特別秘密と
曖昧な秘密漏えいの罪**

特別秘密の漏えい (過失も含む)
特別秘密の漏えいの共謀 (特別秘密を漏らすことを協議する) 行為
独立教唆行為 (秘密を漏らす気にさせること)
煽動行為 (煽動すること…何だ?)
特定取得行為

特定取得行為とは

取扱業務者等以外の人が
財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合
犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とする
処罰の拡大

**曖昧な特別秘密と
曖昧な秘密漏えいの罪**

この辺 →
曖昧

特別秘密といわれる部分

本当の秘密

* どの部分の情報を漏えいしたら処罰されるのか
* 処罰される行為は何なのか
二重の意味でわからない。

わからないとどうなるか

曖昧な部分
処罰されるといけないので (過失も含む)
公開しないし、取材も控える

特別秘密といわれる部分
本来公開されなければならないところも
公開されないし、取材も控える

知る権利の死滅



知る権利の死滅 情報公開はどうか

- 1) 「特別秘密」は情報公開法の対象情報から外れる
- 2) 公開請求に対しては「不存在」を理由に非公開
- 3) 仮に取消訴訟で「特別秘密にあたらぬ」とされた(勝訴)場合は?
- 4) 情報公開法5条3号4号により**全面非公開**に

情報公開制度の形骸化



知る権利の死滅 報道はどうか

特別秘密の範囲が**不明確** + 処罰される行為が
広すぎる。不明確

- 1) **取材相手** 情報を出さない
- 2) **記者** 特定取得行為とされる危険
教唆として処罰される危険

調査報道の窒息



特別秘密と市民 = 人的管理

特別秘密を扱う **本人**

人定事項 学歴・職歴
我が国の利益を害する活動
外国への渡航歴 犯罪歴 懲戒処分歴
信用状態 薬物・アルコールの影響
精神の問題に係る通院歴
秘密情報の取扱いに係る非違歴

配偶者・子など

人定事項 信用状態 渡航歴など



こんな社会に

情報公開 = **都合の悪い情報**は皆特別秘密で
情報公開法の対象外(不存在に)

(公開する側)処罰されることも考えたら、公開
するか非公開にするか**迷ったら不存在**

取材の自由 = 処罰されない情報だけを取材・
調査報道の窒息

人的管理 = 政府による市民の監視

**政府の都合のよい情報だけが流通し、
秘密を漏らす市民を政府が監視する社会**



そもそも立法事実はあるか？

- ◆ 尖閣沖漁船衝突事件
秘密扱いされていなかった
- ◆ ボガチョンコフ事件(三等海佐がロシアの大佐に
過去に不正に複写した資料を交付した事件)
文書管理の徹底・職員の身上把握などの対
策済み



立法の必要性なし



法案制定を断念？

軍事秘密法制の再編
(2001年自衛隊法改正)
日米の同盟関係の強化

政権が断念する理由なし



秘密保全法とマイナンバー

マイナンバー法案

利用範囲は「社会保障・税・防災分野」
に限定と説明



法・政令改正で範囲拡大可能
マイナンバーで「人的管理」!?



非公開情報の正しい取り扱い

- 1) まずは公開原則を徹底する
情報公開法5条3号4号「おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」
「おそれがある情報」に改正を
- 2) その上で、公開できない情報が公開できる時期を定める
情報漏えいは物的管理で
電子情報の流出・サイバーテロ対策こそ重要